

枚方市立消費生活センターは、京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分場所にあります。

「すきま時間で簡単に稼げる?!」
「SNSの副業詐欺」にご注意!!



※1 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)とは、インターネット上で友人・知人等とつながり、交流できるサービスのことです。

※2 SNSにおける「フォロー」とは、相手の投稿を自分の画面に表示されるように登録することです。

センターからのアドバイス

「楽しく〇万円稼げます」「すきま時間で〇万円稼げます」。SNSの投稿や広告で、このようなフレーズを目にすることがありませんか。このような勧誘は、詐欺の可能性が高いです。

●主婦等の女性にターゲットをしばった投稿等にご注意を!

このような副業詐欺では、投稿者が「主婦」や「ママ」等のアカウントを使うことが多いようです。子育て等で働く時間がない、在宅で稼ぎたいと考えている方は多いので、同じ立場のアカウントからすすめられると、思わず信用してしまうことがあります。

●あやしいハッシュタグにご注意を!

ハッシュタグとは、「#」が頭についた文字列を指し、例えば「#副業」のように使われています。うまく活用すれば、興味のあることの情報を効率的に集めたり、拡散したりすることができます。便利な反面、お金に関することなどのハッシュタグが付いた情報には注意が必要です。

●家族や身近な人、消費生活センターに相談しましょう!

不審な点がある場合は、お金を支払う前に、家族や身近な人、消費生活センターに相談するようにしましょう。もし支払ってしまった場合でも、クーリング・オフできる場合がありますので、早めに消費生活センターに相談しましょう。

突然届く架空請求のハガキにツッコんでみた！

「最終告知」って、
なんやねんこれ？

法務局が訴訟取り
下げの相談に応じて
くれるん？そんな
聞いたことないわ！

「法務局認定法人」
なんて、ほんまに
あんの？
検索してみても、架空
請求の業者しか出て
こーへんで！

※このハガキは、
実際の架空請求
ハガキを基にした
見本です。

民事訴訟最終告知書

令和2年2月13日

訴訟番号 令和2年(ワ)第4号620

下記請求事件について告知人は、被告知人に対して訴訟を告知する。

第1告知の理由

1 訴訟における原告の主張の要旨は消費料金未納である。
2 よって、告知人が当該訴訟において敗訴するときは被告知人に対し損害賠償の請求をすることができると考えるので民事訴訟法により上記訴訟を告知する次第である。

第2 訴訟の程度

上記訴訟において、告知人は令和2年2月5日訴状の通達を受け、かつ令和2年3月5日、午前10時の第1回口頭弁論期日の呼び出しを受けている。

第3 訴訟の取り下げ

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては、受付時間内にて承っておりますので局員までお問合せ下さい。

このまま連絡なき場合、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て特別送達により出廷命令が送付されます。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。
以上を持ちまして最終通知とさせていただきます。

訴訟取り下げ最終期日 令和2年2月19日

東京都千代田区麹町5-13-2

法務局認定法人 民事訴訟通達管理機構

(民事第一部) 9:00~17:00(土日祝日を除く)

個別の通知を装うため
か、ちょっとリアルな
文書番号やな！でも
同じ番号でみんなに
送ってるんやろな！

「消費料金」って
いつ何を消費した料金
やねん！

プライバシー保護って、
ハガキで送って置いて
どういふことやねん！



<< アドバイス >>

◎利用していなければ連絡しない！

全く根拠のない架空請求が横行しています。これらは何らかの名簿を入手した悪質事業者が、不特定多数に根拠のない請求ハガキを大量に送ったものと思われます。請求ハガキには、「損害賠償請求」「強制執行」など不安をあおるような脅し文句が書いてある場合があります。不安になって請求ハガキに書かれている電話番号に電話してしまい、悪質事業者とのやり取りの中で支払うことになってしまった場合もあります。こういった架空請求等に対しては、請求ハガキに書かれている電話番号等には決して連絡しないようにしましょう。

◎消費生活センターに相談しましょう！

架空請求か判断がつかなくなったり、不安に感じた場合は、絶対に相手に連絡をせず、まず消費生活センターに相談しましょう。また根拠のない悪質な取り立ての場合は、料金を支払う前に、警察に届けましょう。

お知らせ

新型コロナウイルス対策に伴うイベントの中止について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、以下のイベントを中止することを決定いたしました。楽しみにされていた催しもあるかと思いますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

*令和2年3月27日(金) 午前10時～正午

消費生活セミナー「消費生活に役立つ法律の基礎知識」

*令和2年3月27日(金) 午後3時～4時30分

介護保険事業者・見守り者向け研修会「あなたのちから、貸してください」



今後のセミナー等についても、中止になった場合は枚方市ホームページ等で速やかにお知らせします。